

## 地方独立行政法人下関市立市民病院業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人下関市立市民病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成24年規則第22号。以下「規則」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により下関市長（以下「市長」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

### (病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域医療はもとより、市民のニーズに応じた救急医療及び高度医療等を提供することにより、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、地方独立行政法人下関市立市民病院定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

### (法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する従事者の研修
- (4) 医療に関する地域への支援
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務に支障のない範囲で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(内部統制に関する基本方針)

第4条の2 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、規則又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

2 法人は、前項の基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 法人運営に関する基本的事項
- (2) 中期計画等の策定及び評価に関する事項
- (3) 理事会での審議に関する事項
- (4) 内部統制担当に関する事項
- (5) 報告・モニタリング・研修に関する事項
- (6) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等に関する事項
- (7) 反社会的勢力への対応方針等に関する事項
- (8) リスク評価と対応に関する事項
- (9) 情報システムの整備と利用に関する事項
- (10) 情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項
- (11) 監事及び監事監査に関する事項
- (12) 内部監査に関する事項
- (13) 公益通報に関する事項
- (14) 入札・契約に関する事項
- (15) 情報の適切な管理及び公開に関する事項
- (16) 職員の人事・懲戒に関する事項

(緊急時の市長の要求)

第5条 法人は、定款第17条の規定に基づき、市長から定款第16条第1号及び第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

(業務の委託)

第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第8条 法人は売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争、指名競争、随意契約又はせり売りによるものとする。

2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(役員 の 損害賠償責任の一部免除)

第9条 法人は、役員 の 法第19条の2第1項の損害賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、市長の承認によって、賠償責任額から地方独立行政法人下関市立市民病院に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例(令和2年条例第46号)で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(委任)

第10条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この業務方法書は、平成30年4月1日より施行する。なお、平成30年4月1日をもって改正する内容について、現に法人において整備されていない規程については、平成31年3月31日までに整備するものとする。

附 則

この業務方法書は、下関市長の認可があった日から施行する。

(下関市長の認可があった令和2年7月6日から施行)

附 則

この業務方法書は、令和6年4月1日から施行する。